

四日市市組織機構の改編に伴う整備規程を次のように定める。

令和4年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市組織機構の改編に伴う整備規程

(四日市市役所処務規程の一部改正)

第1条 四日市市役所処務規程(昭和22年四日市市規程第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第1条 四日市市事務分掌条例(昭和32年四日市市条例第10号。以下「条例」という。)第1条に規定する部に次の課、室及び園並びに係を置く。 政策推進部 政策推進課 <u>広報マーケティング課</u> 秘書国際課 総務部 (略) <u>工事検査課</u> (略) 財政経営部 (略) <u>市民生活部</u> (略) 市民協働安全課 男女共同参画課 (略)	第1条 四日市市事務分掌条例(昭和32年四日市市条例第10号。以下「条例」という。)第1条に規定する部に次の課、室及び園並びに係を置く。 政策推進部 政策推進課 秘書国際課 総務部 (略) <u>検査室</u> (略) 財政経営部 (略) <u>市民文化部</u> (略) 市民協働安全課 <u>文化振興課</u> 男女共同参画課 (略)

健康福祉部 (略)

こども未来部 (略)

シティプロモーション部

観光交流課 (略)

文化課

スポーツ課 施設係、振興係

商工農水部

商業労政課 雇用労政係、商業・サービス産業振興係

工業振興課 工業政策係、基幹産業振興係

農水振興課 (略)

(略)

環境部

環境政策課 環境企画係、大気水質係、公害保健係

生活環境課 管理係、ごみ減量推進係

環境事業課 施設係、事業係

都市整備部

(略)

開発審査課

市街地整備課 基盤整備係、都市再編係

営繕工務課 営繕第1係、営繕第2係、営繕第3係、設備係

公園緑政課

道路建設課 (略)

道路維持課 (略)

健康福祉部 (略)

こども未来部 (略)

シティプロモーション部

広報マーケティング課

観光交流課 (略)

商工農水部

商工課 勤労係、商業振興係、工業振興係

農水振興課 (略)

(略)

環境部

環境保全課 環境調整係、大気水質係、公害保健係

生活環境課 管理係、施設係、リサイクル係

都市整備部

(略)

開発審査課

道路建設課 (略)

道路維持課 (略)

市街地整備・公園課 都市開発係、整備係、公園・緑政係

河川排水課 (略)

(略)

用地課 用地係、境界係

市営住宅課 (略)

2 条例第2条に規定する危機管理統括部に次の課を置く。

危機管理課

3 (略)

第2条 (略)

2 次の表の左欄に掲げる部に、同表の右欄に掲げる特命事項に係る事務を処理させるため、同表の中欄に掲げる担当部長を置く。

部	担当部長	担当事務
都市整備部	建設担当部長	公園緑政課、道路建設課、道路維持課、河川排水課、道路管理課、用地課及び市営住宅課の分掌

河川排水課 (略)

(略)

用地課 用地係、境界係

営繕工務課 営繕第1係、営繕第2係、設備係

市営住宅課 (略)

スポーツ・国体推進部

スポーツ課 施設係、振興係

国体推進課 管理係、事業係

国体競技課 宿泊輸送係、競技第1係、競技第2係、競技第3係

2 条例第2条に規定する危機管理監に次の室を置く。

危機管理室

3 (略)

第2条 (略)

		事務
--	--	----

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

第2条の2 条例第2条に規定する危機管理統括部の長の職務は、市長の命を受けて、危機管理に関して全庁を統括するとともに、危機が生じ、又は、生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する事務について部長その他の職員を指揮監督するものとする。

第3条 (略)

2 第2条及び前項に定めるもののほか、次に掲げる職を設け、その職務を定める。

職	職を設ける部署等	職務権限
(略)		
地域調 製監	<u>市民生活</u> 部市民生 活課	(略)
(略)		
事業調 整監	必要な課 に限る。	上司の命を受けて事業の調整その他特定の事務を処理する。
地域防 災調整 監	<u>危機管理</u> <u>統括部危</u> <u>機管理課</u>	上司の命を受けて地 域防災の調整その他 特定の事務を処理す

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

第2条の2 条例第2条に規定する危機管理監の職務は、市長の命を受けて、危機管理に関して全庁を統括するとともに、危機が生じ、又は、生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する事務について部長その他の職員を指揮監督するものとする。

第3条 (略)

2 第2条及び前項に定めるもののほか、次に掲げる職を設け、その職務を定める。

職	職を設ける部署等	職務権限
(略)		
地域調 整監	<u>市民文化</u> 部市民生 活課	(略)
(略)		
事業調 整監	必要な課 に限る。	上司の命を受けて事業の調整その他特定の事務を処理する。
法務専 門監	総務部総 務課	上司の命を受けて法 務その他特定の事務 を処理する

		る。
危機管理企画監		上司の命を受けて危機管理の企画その他特定の事務を処理する。
法務専門監	総務部総務課	上司の命を受けて法務その他特定の事務を処理する
(略)		

第9条 課及び係の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

危機管理統括部

危機管理課

- (1)から(9)まで (略)
- (10) 水難救護法に基づく拾得物の保管に関すること。
- (11) (略)
- (12) 部及び課の庶務に関すること。

政策推進部

政策推進課 (略)

広報マーケティング課

- (1) 広報の企画及び調整に関すること。
- (2) マーケティング手法を活用した市の魅力の収集及び発信に関すること。
- (3) 市政の周知及び記録に関すること。
- (4) 報道機関との連絡調整及び

(略)		

第9条 課及び係の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

危機管理室

- (1)から(9)まで (略)
- (10) 遭難船舶、漂流物及び沈没品に関すること。
- (11) (略)
- (12) 室の庶務に関すること。

政策推進部

政策推進課 (略)

報道資料の調整に関すること。

(5) 市民意識の把握に関するこ
と。

(6) 市政に対する市民の要望及
び陳情に関すること。

(7) ふるさと納税に係る企画及
び周知に関すること。

(8) その他広報広聴に関するこ
と。

(9) 課の庶務に関すること。

秘書国際課 (略)

総務部

総務課

行政係

(1)から(6)まで (略)

(7) 働き方改革推進室に関する
こと。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

法務係 (略)

(略)

工事検査課

(1)から(3)まで (略)

(4) 課の庶務に関すること。

(略)

財政経営部 (略)

市民生活部

市民生活課

(1)から(3)まで (略)

秘書国際課 (略)

総務部

総務課

行政係

(1)から(6)まで (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

法務係 (略)

(略)

検査室

(1)から(3)まで (略)

(4) 室の庶務に関すること。

(略)

財政経営部 (略)

市民文化部

市民生活課

(1)から(3)まで (略)

(4) 補助執行に係る地区市民セ

- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)
- (15) (略)
- (16) (略)
- (17) (略)

市民協働安全課 (略)

センターにおける公民館活動に関する
こと。

- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)
- (15) (略)
- (16) (略)
- (17) (略)
- (18) (略)

市民協働安全課 (略)

文化振興課

- (1) 文化の振興に関すること。
- (2) 文化団体に関すること。
- (3) 文化会館及び泗翠庵に関すること。
- (4) 三浜文化会館に関すること。
- (5) 文化振興基金に関すること。
- (6) 文化功労者表彰に関すること。
- (7) 生涯学習の支援に関すること。
- (8) 生涯学習情報に関すること。
- (9) 市民大学及び熟年大学に関すること。
- (10) 四日市市文化まちづくり財

男女共同参画課 (略)

市民課

(1)から(11)まで (略)

(12) 市民窓口サービスセンター
に関すること。

(13) マイナンバーカードサービ
スセンターに関すること。

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

健康福祉部 (略)

こども未来部

(略)

保育幼稚園課

管理係

(1) 市立保育所及び認定こども
園の運営管理に関すること。

(2) 市立保育所及び認定こども
園の整備及び補修に関するこ
と。

(3)から(6)まで (略)

(7) こども施設再編推進室に関
すること。

(8) (略)

施設運営係

(1)から(3)まで (略)

団との連絡に関すること。

(11) 課の庶務に関すること。

男女共同参画課 (略)

市民課

(1)から(11)まで (略)

(12) 市民窓口サービスセンター
の運営に関すること。

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

健康福祉部 (略)

こども未来部

(略)

保育幼稚園課

管理係

(1) 市立保育所、幼稚園及び認定
こども園の運営管理に関するこ
と。

(2) 市立保育所、幼稚園及び認定
こども園の整備及び補修に関す
ること。

(3)から(6)まで (略)

(7) (略)

施設運営係

(1)から(3)まで (略)

(4) 市立幼稚園の就園に関する

(4) 市立保育所及び認定こども園の園医及び園歯科医に関すること。

(5) 市立認定こども園の園薬剤師に関すること。

(6) 市立保育所及び認定こども園の保健衛生に関すること。

(7) (略)

(8) 市立保育所及び認定こども園の給食に関すること。

(9) 市立保育所及び認定こども園の独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関すること。

指導係

(1) 保育所及び認定こども園の指導助言に関すること。

(2) 保育所及び認定こども園の教育・保育課程に関すること。

(3) 保育所及び認定こども園の人権教育・保育の推進に関すること。

(4) 保育所及び認定こども園の特別支援教育・保育の推進に関すること。

シティプロモーション部

こと。

(5) 市立保育所、幼稚園及び認定こども園の園医及び園歯科医に関すること。

(6) 市立幼稚園及び認定こども園の園薬剤師に関すること。

(7) 市立保育所、幼稚園及び認定こども園の保健衛生に関すること。

(8) (略)

(9) 市立保育所、幼稚園及び認定こども園の給食に関すること。

(10) 市立保育所、幼稚園及び認定こども園の独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関すること。

指導係

(1) 保育所、認定こども園及び市立幼稚園の指導助言に関すること。

(2) 保育所、認定こども園及び市立幼稚園の教育・保育課程に関すること。

(3) 保育所、認定こども園及び市立幼稚園の人権教育・保育の推進に関すること。

(4) 保育所、認定こども園及び市立幼稚園の特別支援教育・保育の推進に関すること。

シティプロモーション部

広報マーケティング課

(1) 広報の企画及び調整に関する

観光交流課

企画係

- (1) から (4) まで (略)
- (5) 部及び課の庶務に関すること。

事業係 (略)

文化課

- (1) 文化の振興に関すること。
- (2) 文化団体に関すること。
- (3) 文化会館及び泗翠庵に関すること。
- (4) 三浜文化会館に関すること。
- (5) 文化振興基金に関すること。
- (6) 文化功労者表彰に関すること。

ること。

(2) マーケティング手法を活用した市の魅力の収集及び発信に関すること。

(3) 市政の周知及び記録に関すること。

(4) 報道機関との連絡調整及び報道資料の調整に関すること。

(5) 市民意識の把握に関すること。

(6) 市政に対する市民の要望及び陳情に関すること。

(7) ふるさと納税に係る企画及び周知に関すること。

(8) その他広報広聴に関すること。

(9) 部及び課の庶務に関すること。

観光交流課

企画係

- (1) から (4) まで (略)
- (5) 課の庶務に関すること。

事業係 (略)

と。

(7) 四日市市文化まちづくり財
団との連絡に関すること。

(8) 文化財の調査及び研究に関
すること。

(9) 文化財の保存及び活用に関
すること。

(10) 文化財の指定に関するこ
と。

(11) 文化財保護審議会に関する
こと。

(12) 久留倍官衙遺跡公園に関す
ること。

(13) その他文化に関すること
(文化財の保護に関することを
含む。)

(14) 課の庶務に関すること。

スポーツ課

施設係

(1) 運動施設及び四日市ドーム
の運営管理に関すること。

(2) 運動施設及び四日市ドーム
の整備及び整備計画に関するこ
と。

(3) 運動施設及び四日市ドーム
の利用促進に関すること。

(4) 総合体育館管理室に関する
こと。

(5) 課の庶務に関すること。

振興係

(1) スポーツの振興及び奨励に
関すること。

- (2) スポーツ関係事業の計画及び実施に関すること。
- (3) スポーツ推進審議会及びスポーツ推進委員に関すること。
- (4) スポーツ団体及びレクリエーション団体の指導育成に関すること。
- (5) ハーフマラソン準備室に関すること。

商工農水部

商業労政課

雇用労政係 (略)

商業・サービス産業振興係

(1)から(8)まで (略)

(9) 地場産業振興センターに関すること。

商工農水部

商工課

勤労係 (略)

商業振興係

(1)から(8)まで (略)

工業振興係

- (1) 工業施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 企業及び研究所の誘致及び立地に関すること。
- (3) 新規産業の創出に関すること。
- (4) 工業の高度化に関すること。
- (5) 工業関係諸団体に関すること。
- (6) 中小企業振興基金に関すること。
- (7) 地場産業の振興及び育成に関すること。
- (8) 地場産品に関すること。
- (9) 三重北勢地域地場産業振興

センターとの連絡に関するこ
と。

(10) 貿易関係諸団体に関するこ
と。

(11) 鈴鹿山麓リサーチパークに
関すること。

(12) 企業OB人材センターに関す
ること。

工業振興課

工業政策係

(1) 工業施策の企画及び調整に
関すること。

(2) 新規産業の創出に関するこ
と。

(3) 工業の高度化に関すること。

(4) 工業関係諸団体に関するこ
と。

(5) 中小企業振興基金に関する
こと。

(6) 地場産業の振興及び育成に
関すること。

(7) 地場産品に関すること。

(8) 貿易関係諸団体に関するこ
と。

(9) 鈴鹿山麓リサーチパークに
関すること。

(10) 企業OB人材センターに関す
ること。

(11) 課の庶務に関すること。

基幹産業振興係

(1) 企業及び研究所の誘致及び
立地に関すること。

(2) 内陸部及び臨海部基幹産業の振興に関すること。

(3) 企業の先進化に関すること。

農水振興課 (略)

(略)

環境部

環境政策課

環境企画係

(1)及び(2) (略)

(3) 地球温暖化対策に関すること。

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

大気水質係 (略)

公害保健係 (略)

生活環境課

管理係

(1)及び(2) (略)

(3) 斎場墓地及びし尿処理施設の維持管理並びに修繕に関すること。

(4) 斎場墓地及びし尿処理施設整備計画並びに用地取得に関

農水振興課 (略)

(略)

環境部

環境保全課

環境調整係

(1)及び(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

大気水質係 (略)

公害保健係 (略)

生活環境課

管理係

(1)及び(2) (略)

(3) 清掃衛生作業用車両及び清掃衛生作業器材の配置計画に関すること。

(4) 清掃業務の安全衛生に関すること。

すること。

(5)から(11)まで (略)

ごみ減量推進係

(1)から(3)まで (略)

(4) (略)

環境事業課

施設係

(1) ごみ処理施設の維持管理及

(5)から(11)まで (略)

施設係

(1) ごみ及びし尿処理施設、斎場
墓地等の維持管理並びに修繕に
関すること。

(2) ごみ及びし尿処理施設、斎場
墓地等の整備計画並びに用地取
得に関すること。

(3) 四日市市クリーンセンター
及び南部埋立処分場の周辺環境
整備に関すること。

(4) 犬猫等動物の死体処理の受
付に関すること。

(5) 犬猫等動物の死体処理料の
調定及び徴収に関すること。

(6) 資源物の売却等に関するこ
と。

リサイクル係

(1)から(3)まで (略)

(4) ごみ処理関係手数料の調定
及び徴収に関すること。

(5) 南北清掃事業所との連絡調
整に関すること。

(6) 地域の清掃及び美化に関す
ること。

(7) 資源物の持ち去り行為に関
すること。

(8) (略)

び修繕に関すること。

(2) ごみ処理施設の整備計画及び用地取得に関すること。

(3) 四日市市クリーンセンター及び南部埋立処分場の周辺環境整備に関すること。

(4) 犬猫等動物の死体処理の受付に関すること。

(5) 犬猫等動物の死体処理料の調定及び徴収に関すること。

(6) 資源物の売却等に関すること。

(7) ごみ処理手数料の調定及び徴収に関すること。

(8) 課の庶務に関すること。

事業係

(1) 清掃衛生作業用車両及び清掃衛生作業用器材の配置計画に関すること。

(2) 清掃業務の安全衛生に関すること。

(3) 南北清掃事業所との連絡調整に関すること。

(4) 地域の清掃及び美化に関すること。

(5) 資源物の持ち去り行為に関すること。

都市整備部

(略)

開発審査課 (略)

市街地整備課

基盤整備係

都市整備部

(略)

開発審査課 (略)

- (1) 土地区画整理事業の企画、調査、啓発等に関すること。
 - (2) 土地区画整理事業の計画決定及び許可申請に関すること。
 - (3) 土地区画整理事業（個人及び組合施行による土地区画整理事業という。以下次号及び第5号において同じ。）の許認可に関すること。
 - (4) 土地区画整理事業の指導、監督、助成等に関すること。
 - (5) 土地区画整理事業に係る建築行為等の制限に関すること。
 - (6) 東橋北住環境整備基金に関すること。
 - (7) その他土地区画整理事業に関すること。
 - (8) 地区計画の設計及び啓発並びに地区計画区域内の道路整備に関すること。
 - (9) 道路後退用地整備に関すること。
 - (10) 沿道環境整備事業の防音工事助成に関すること。
 - (11) 工事の設計及び施行に関すること。
 - (12) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
 - (13) 課の庶務に関すること。
- 都市再編係
- (1) 近鉄四日市駅周辺等整備事業に関すること。

(2) 都市再開発事業に関するこ
と。

(3) 工事の設計及び施行に関す
ること。

(4) 主管工事の監督及び竣工検
査に関すること。

営繕工務課

営繕第1係

(1) 市有建築物の設計及び工事
施行に関すること。

(2) 市有建築物の修繕に関する
こと。

(3) 主管工事の監督及び竣工検
査に関すること。

(4) 市有建築物の維持保全資料
の管理及び営繕計画に関するこ
と。

(5) その他建築工事に関するこ
と。

(6) 課の庶務に関すること。

営繕第2係

営繕第3係

(1) 市有建築物の設計及び工事
施行に関すること。

(2) 市有建築物の修繕に関する
こと。

(3) 主管工事の監督及び竣工検
査に関すること。

(4) 市有建築物の営繕計画に関
すること。

(5) その他建築工事に関するこ
と。

設備係

- (1) 市有建築物の各種建築設備の設計及び工事施行に関すること。
- (2) 市有建築物の各種建築設備の修繕に関すること。
- (3) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
- (4) 市有建築物の営繕計画に関すること。
- (5) その他設備工事に関すること。

公園緑政課

- (1) 公園緑地の整備及び維持に関すること。
- (2) 公園の台帳の整備、占用許可、使用許可及び使用料の徴収その他公園の管理に関すること。
- (3) 街路樹に関すること。
- (4) 公園愛護活動等に関すること。
- (5) 公園緑地事業の計画決定手続及び認可申請に関すること。
- (6) 準公園の設計指導に関すること。
- (7) 工事の設計及び施行に関すること。
- (8) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
- (9) 緑化施策に関すること。
- (10) 緑化基金に関すること。

(11) 四日市市緑化推進委員会に
関すること。

(12) 課の庶務に関すること。

道路建設課 (略)

道路維持課 (略)

道路建設課 (略)

道路維持課 (略)

市街地整備・公園課

都市開発係

(1) 末永・本郷土地区画整理事業
に関すること。

(2) 土地区画整理事業の企画、調
査、啓発等に関すること。

(3) 土地区画整理事業の計画決
定及び許可申請に関すること。

(4) 工事の設計及び施行に関す
ること。

(5) 主管工事の監督及び竣工検
査に関すること。

(6) 土地区画整理事業（個人及び
組合施行による土地区画整理事
業をいう。以下次号及び第8号
において同じ。）の許認可に関
すること。

(7) 土地区画整理事業の指導、監
督、助成等に関すること。

(8) 土地区画整理事業に係る建
築行為等の制限に関すること。

(9) 東橋北住環境整備基金に関
すること。

(10) その他土地区画整理事業に
関すること。

(11) 近鉄名古屋線川原町駅付近
連続立体交差事業に関するこ

と。

(12) 都市再開発等事業に関する
こと。

(13) 課の庶務に関すること。

整備係

(1) 地区計画の計画及び啓発並
びに地区計画区域内の道路整備
に関すること。

(2) 道路後退用地整備に関する
こと。

(3) 沿道環境整備事業の防音工
事助成に関すること。

(4) 工事の設計及び施行に関す
ること。

(5) 主管工事の監督及び竣工検
査に関すること。

公園・緑政係

(1) 公園緑地の整備及び維持に
関すること。

(2) 公園の台帳の整備、占用許
可、使用許可及び使用料の徴収
その他公園の管理に関するこ
と。

(3) 街路樹に関すること。

(4) 公園愛護活動等に関するこ
と。

(5) 公園緑地事業の計画決定手
続及び認可申請に関すること。

(6) 準公園の設計指導に関する
こと。

(7) 工事の設計及び施工に関す
ること。

河川排水課 (略)

(略)

用地課 (略)

(8) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。

(9) 緑化施策に関すること。

(10) 緑化基金に関すること。

(11) 四日市市緑化推進委員会に関すること。

河川排水課 (略)

(略)

用地課 (略)

営繕工務課

営繕第1係

(1) 市有建築物の設計及び工事施行に関すること。

(2) 市有建築物の修繕に関すること。

(3) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。

(4) 市有建築物の維持保全資料の管理及び営繕計画に関すること。

(5) その他建築工事に関すること。

(6) 課の庶務に関すること。

営繕第2係

(1) 市有建築物の設計及び工事施行に関すること。

(2) 市有建築物の修繕に関すること。

(3) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。

(4) その他建築工事に関すること。

市営住宅課 (略)

設備係

- (1) 市有建築物の各種建築設備の設計及び工事施行に関すること。
- (2) 市有建築物の各種建築設備の修繕に関すること。
- (3) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
- (4) その他設備工事に関すること。

市営住宅課 (略)

スポーツ・国体推進部

スポーツ課

施設係

- (1) 運動施設及び四日市ドームの運営管理に関すること。
- (2) 運動施設及び四日市ドームの整備及び整備計画に関すること。
- (3) 運動施設及び四日市ドームの利用促進に関すること。
- (4) 部及び課の庶務に関すること。

振興係

- (1) スポーツの振興及び奨励に関すること。
- (2) スポーツ関係事業の計画及び実施に関すること。
- (3) スポーツ推進審議会及びスポーツ推進委員に関すること。
- (4) スポーツ団体及びレクリエーション団体の指導育成に関すること。

ること。

- (5) 学校体育施設の開放に関する
こと。

国体推進課

管理係

- (1) 三重とこわか国体・三重とこ
わか大会の総括に関する
こと。
- (2) 課の庶務に関する
こと。

事業係

- (1) 中央緑地及び霞ヶ浦緑地の
新たな運動施設及び附帯施設に
おける設計及び施行に関する
こと。
- (2) 中央緑地及び霞ヶ浦緑地の
新たな運動施設及び附帯施設に
おける主管工事の監督及び竣工
検査に関する
こと。
- (3) 三重とこわか国体・三重とこ
わか大会の市民活動及び広報に
関する
こと。
- (4) 東京オリンピック事前キャ
ンプに関する
こと。
- (5) ホストタウン事業に関する
こと。

国体競技課

宿泊輸送係

- (1) 三重とこわか国体等の宿泊、
衛生、輸送、交通に関する
こと。
- (2) 課の庶務に関する
こと。

競技第1係

競技第2係

競技第3係

(1) 三重とこわか国体等に係る
競技に関すること。

(四日市市副市長事務分担規程の一部改正)

第2条 四日市市副市長事務分担規程（昭和35年四日市市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(担任事務)</p> <p>第1条 副市長は、次により事務を分担する。ただし、市長特命事項については、この限りでない。</p> <p>市川典子副市長</p> <p>(1) <u>危機管理統括部</u>に属する事務</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>市民生活部</u>に属する事務</p> <p>(4)から(12)まで (略)</p> <p>舘英次副市長</p> <p>(1)から(6) (略)</p> <p>(7) <u>会計管理課</u>に属する事務(会計管理者の権限に属する事務を除く。)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p>	<p>(担任事務)</p> <p>第1条 副市長は、次により事務を分担する。ただし、市長特命事項については、この限りでない。</p> <p>市川典子副市長</p> <p>(1) <u>危機管理監</u>に属する事務</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>市民文化部</u>に属する事務</p> <p>(4)から(12)まで (略)</p> <p>舘英次副市長</p> <p>(1)から(6) (略)</p> <p>(7) <u>スポーツ・国体推進部に属する事務</u></p> <p>(8) <u>会計管理室</u>に属する事務(会計管理者の権限に属する事務を除く。)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p>

(四日市市事務専決規程の一部改正)

第3条 四日市市事務専決規程（昭和35年四日市市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 部長 四日市市事務分掌条例(昭和32年四日市市条例第10号)第1条及び第2条に定める部の長、<u>四日市市役所処務規程(昭和22年四日市市規程第4号。以下「処務規程」という。)</u>第2条第2項に定める担当部長並びに<u>会計管理者をいう。</u></p> <p>(7) 課長 <u>処務規程</u>第1条第1項及び第2項に定める課、室及び園の長並びに<u>会計管理課長をいう。</u></p> <p>(8) (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 部長 四日市市事務分掌条例(昭和32年四日市市条例第10号)第1条に定める部の長、<u>危機管理監及び会計管理者をいう。</u></p> <p>(7) 課長 <u>四日市市役所処務規程(昭和22年四日市市規程第4号。以下「処務規程」という。)</u>第1条第1項に定める課、室及び園の長並びに<u>会計管理室長をいう。</u></p> <p>(8) (略)</p>

改正後					
別表第1 (第5条関係)					
共通事項					
〔1〕 一般的な事項					
事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
(略)					
9 <u>行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第4号に規定する不利益処分(以下「不利益処分」</u>	<u>特に重要</u>	重要	軽易	定例的かつ軽易	

という。)				
10 不利益処分以外の 行政処分		重要	軽易	定例的か つ軽易
11 行政手続法等に基 づく次の事務	(略)			
12 (略)				
13 (略)				
14 (略)				
15 (略)				
16 (略)				
17 (略)				
18 (略)				
19 (略)				
20 (略)				
21 (略)				
22 (略)				
23 (略)				
24 (略)				
25 (略)				
26 (略)				
27 (略)				

〔2〕 人事に関する事項

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 から 4 まで (略)					
5 市外、市内 出張命令及び 復命	副市長	部長及 び理事	部の次長、人権行政 監、検査監、保健所 長、保健所副所長、 廃棄物対策監、治水 対策監、参事、課長、 地区市民センター	その他の職員（地域 調整監、事業調整監、 法務専門監、会計專 門監及び副参事を含 む。）	

			館長、同和行政推進 監及び政策推進監	
6 (略)				
7 職員の休暇 (組合休暇及 び特別休暇の うち別に定め るものを除 く。)及び早 退等の承認又 は欠勤の届の 受理		部長及 び理事	部の次長、人権行政 監、検査監、保健所 長、保健所副所長、 廃棄物対策監、治水 対策監、参事、課長、 地区市民センター 館長、同和行政推進 監及び政策推進監	その他の職員(地域 調整監、事業調整監、 法務専門監、会計專 門監及び副参事を含 む。)
8 から 10 まで (略)				
〔3〕 (略)				

改正前					
別表第 1 (第 5 条関係)					
共通事項					
〔1〕 一般的な事項					
事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
(略)					
9 <u>許可、認可、承認、取 消し等の行政処分</u>		重要	軽易	定例的か つ軽易	
10 <u>行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)等に基 づく次の事務</u>	(略)				
11 (略)					
12 (略)					
13 (略)					
14 (略)					

15	(略)
16	(略)
17	(略)
18	(略)
19	(略)
20	(略)
21	(略)
22	(略)
23	(略)
24	(略)
25	(略)
26	(略)

〔2〕 人事に関する事項

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 から 4 まで (略)					
5 市外、市内出張命令及び復命	副市長	部長、 <u>理事及び危機管理監</u>	部の次長、 <u>広報監</u> 、人権行政監、検査監、保健所長、保健所副所長、廃棄物対策監、治水対策監、参事、課長、地区市民センター館長、同和行政推進監及び政策推進監	その他の職員（地域調整監、事業調整監、法務専門監、会計専門監及び副参事を含む。）	
6 (略)					
7 職員の休暇（組合休暇及び特別休暇のうち別に定めるものを除		部長、 <u>理事及び危機管理監</u>	部の次長、 <u>広報監</u> 、人権行政監、検査監、保健所長、保健所副所長、廃棄物対策監、治水対策監、	その他の職員（地域調整監、事業調整監、法務専門監、会計専門監及び副参事を含む。）	

く。)及び早退等の承認又は欠勤の届の受理		参事、課長、地区市民センター館長、同和行政推進監及び政策推進監	
8から10まで (略)			
〔3〕 (略)			

改正後					
別表第2 (第5条関係)					
個別事項					
事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
〔危機管理統括部〕					
○危機管理課					
1から5まで (略)					
6 <u>水難救助法に基づく拾得物等の引受け及び保管</u>				○	
7 <u>水難救助法に基づく拾得物等の公売</u>			○		
〔政策推進部〕					
○政策推進課 (略)					
○広報マーケティング課					
1 <u>広報紙の発行に関すること。</u>			重要	定例的かつ軽易	
2 <u>市政記者クラブに関すること。</u>			重要	軽易	
3 <u>市政アンケートの実施に関すること。</u>			○		
4 <u>市民の声に関すること。</u>			重要	軽易	
5 <u>その他広報広聴に関すること。</u>			重要	定例的かつ軽易	

○秘書国際課 (略)					
[総務部]					
○総務課					
1 から 1 3 まで (略)					
1 4 <u>働き方改革の推進に 関すること</u>			<u>重要</u>	<u>軽易</u>	
(略)					
○工事検査課 (略)					
(略)					
[財政経営部] (略)					
[市民生活部]					
(略)					
○市民協働安全課 (略)					
○市民課 (略)					
[健康福祉部] (略)					
[こども未来部] (略)					
[シティプロモーション部]					
○文化課					
1 <u>文化功労者表彰の決定に 関すること。</u>		<u>○</u>			
2 <u>文化団体に関すること。</u>			<u>重要</u>	<u>軽易</u>	
3 <u>所管施設の臨時休館又は開 館時間の変更の決定</u>			<u>○</u>		
4 <u>文化財の指定に関するこ と。</u>		<u>○</u>			
5 <u>文化財の調査、保存及び活 用に関すること。</u>			<u>重要</u>	<u>軽易</u>	
○スポーツ課					
1 <u>運動施設及び設備器具等の 使用許可</u>				<u>○</u>	
2 <u>スポーツ関係行事の計画に</u>				<u>○</u>	

関すること。					
3 <u>スポーツ推進審議会の庶務</u> <u>に關すること。</u>				○	
[商工農水部]					
○商業労政課					
1 及び 2 (略)					
○工業振興課					
1 <u>企業立地に關すること。</u>	特に重要	重要	輕易	定例的か つ輕易	
2 <u>立地奨励金交付対象施設の</u> <u>指定に關すること。</u>		○			
3 <u>立地奨励金交付対象施設に</u> <u>係る投下固定資産総額の変更</u> <u>の届出に關すること。</u>		<u>立地奨励</u> <u>金の交付</u> <u>予定総額</u> <u>の変更が</u> <u>1, 0 0</u> <u>0 万円以</u> <u>上の場合</u>	<u>立地奨励</u> <u>金の交付</u> <u>予定総額</u> <u>の変更が</u> <u>1, 0 0</u> <u>0 万円未</u> <u>満の場合</u>		
4 <u>立地奨励金交付対象施設の</u> <u>操業開始の届出に關するこ</u> <u>と。</u>			○		
5 <u>立地奨励金交付対象施設の</u> <u>指定及び立地奨励金の交付に</u> <u>係る申請の内容(投下固定資</u> <u>産総額を除く。)の変更の届</u> <u>出に關すること。</u>			○		
6 <u>工場立地法(昭和34年法</u> <u>律第24号)に基づく工場適</u> <u>地の選定</u>	○				
7 <u>工場立地法に基づく勧告及</u> <u>び命令</u>			○		

8 工場立地法に基づく届出に 関すること。				○	
9 工業者及び団体の指導育成			重要	軽易	
○農水振興課 (略)					
(略)					
[環境部]					
○環境政策課 (略)					
○生活環境課					
1 から 4 まで (略)					
5 (略)					
6 (略)					
7 (略)					
8 (略)					
9 (略)					
10 生活衛生に関すること。				○	
○環境事業課					
1 清掃従事者の作業配置				○	
2 所管自動車の修繕及び車体 検査				○	
3 清掃作業用車両及び機器材 の配置				○	
4 資源物の持ち去り行為に対 する警告、命令等に関するこ と。			○		
[都市整備部]					
(略)					
○開発審査課 (略)					
○市街地整備課					
1 都市再開発及び近鉄四日市 駅周辺等整備事業に関するこ と。	特に重要	重要	軽易		

2 地区計画に関する <u>こと。</u>			重要	軽易	
3 仮換地の指定に関する <u>こと。</u>		○			
4 使用収益の停止及び開始に関する <u>こと。</u>			○		
5 土地の評価に関する <u>こと。</u>			○		
6 換地計画に係る事前協議、決定及び認可に関する <u>こと。</u>			○		
7 換地処分に関する <u>こと。</u>			○		
8 仮換地内の建築行為等の許可に関する <u>こと。</u>				○	
9 保留地の設定及び処分に関する <u>こと。</u>		○			
10 建築物の移転、除却の通知に関する <u>こと。</u>				○	
11 土地区画整理組合の指導及び技術的援助			○		
12 清算金の徴収、交付及び供託			○		
13 土地区画整理事業に係る移転補償に関する執行伺		500万円以上	100万円以上500万円未満	100万円未満	
14 土地区画整理組合の設立認可及び個人施行の土地区画整理事業の施行認可並びに認可に関する <u>こと。</u>			○		
15 公告関係			○		
16 土地区画整理事業の定款及び事業計画変更に伴う縦覧並びに縦覧終了に伴う報告				○	

17 土地区画整理組合の解散 認可及び個人施行の土地区画 整理事業の廃止又は終了の認 可			○		
18 土地区画整理組合の事業 計画に係る意見書の処理			○		
19 土地区画整理組合の決算 報告書の承認				○	
20 土地区画整理事業に対す る行政不服審査に関するこ と。			○		
21 口頭による意見陳述に係 る期日の通知及び証拠書類等 の提出期限の通知				○	
○営繕工務課					
1 建築、営繕工事等の設計図 書の調製				○	
○公園緑政課					
1 準公園の設計指導				○	
2 保存樹の指定			○		
3 公園の占用の許可				○	
4 公園の占用料の徴収				○	
5 公園の不法占用の取締り処 分			○		
6 公園緑地内における物品の 販売等の許可				○	
○道路維持課 (略)					
○河川排水課 (略)					
(略)					
○用地課 (略)					
○市営住宅課 (略)					

改正前

別表第2（第5条関係）

個別事項

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
○ <u>危機管理室</u>					
1 から 5 まで （略）					
6 <u>漂流物等</u> の引受け及び保管				○	
7 <u>漂流物等</u> の公売			○		
[政策推進部]					
○政策推進課 （略）					
○秘書国際課 （略）					
[総務部]					
○総務課					
1 から 1 3 まで （略）					
（略）					
○ <u>検査室</u> （略）					
（略）					
[財政経営部] （略）					
[<u>市民文化部</u>]					
（略）					
○市民協働安全課 （略）					
○ <u>文化振興課</u>					
1 <u>文化功労者表彰の決定に関すること。</u>		○			
2 <u>文化団体に関すること。</u>			重要	軽易	
3 <u>所管施設の臨時休館又は開館時間の変更の決定</u>			○		
○市民課 （略）					

〔健康福祉部〕 (略)					
〔こども未来部〕 (略)					
〔シティプロモーション部〕					
○広報マーケティング課					
1 広報紙の発行に関する こと。			重要	定例的か つ軽易	
2 市政記者クラブに関する こと。			重要	軽易	
3 市政アンケートの実施に 関すること。			○		
4 市民の声に関する こと。			重要	軽易	
5 その他広報広聴に 関すること。			重要	定例的か つ軽易	
〔商工農水部〕					
○商工課					
1 及び 2 (略)					
3 企業立地に関する こと。	特に重要	重要	軽易	定例的か つ軽易	
4 立地奨励金交付対象施設 の指定に関する こと。		○			
5 立地奨励金交付対象施設に 係る投下固定資産総額の変 更の届出に関する こと。		立地奨励 金の交付 予定総額 の変更が 1,000 万円以 上の場合	立地奨励 金の交付 予定総額 の変更が 1,000 万円未 満の場合		
6 立地奨励金交付対象施設 の操業開始の届出に 関すること。			○		
7 立地奨励金交付対象施設 の			○		

指定及び立地奨励金の交付に係る申請の内容（投下固定資産総額を除く。）の変更の届出に関すること。					
8 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく工場適地の選定	○				
9 工場立地法に基づく勧告及び命令			○		
10 工場立地法に基づく届出に関すること。				○	
11 工業者及び団体の指導育成			重要	軽易	
○農水振興課（略）					
（略）					
〔環境部〕					
○環境保全課（略）					
○生活環境課					
1 から 4 まで（略）					
5 清掃従事者の作業配置				○	
6（略）					
7 清掃作業用車両及び機器材の配置				○	
8（略）					
9（略）					
10（略）					
11（略）					
12 ねずみ族、昆虫等の駆除及び感染症の病原体に汚染された場所等の消毒に関すること。				○	

1 3 資源物の持ち去り行為に対する警告、命令等に関すること。			○		
[都市整備部]					
(略)					
○開発審査課 (略)					
○道路維持課 (略)					
○市街地整備・公園課					
1 都市再開発及び近鉄名古屋線川原町駅付近連続立体交差事業に関すること。	特に重要	重要	軽易		
2 地区計画に関すること。			重要	軽易	
3 仮換地の指定に関すること。		○			
4 使用収益の停止及び開始に関すること。			○		
5 土地の評価に関すること。			○		
6 換地計画に係る事前協議、決定及び認可に関すること。			○		
7 換地処分に関すること。			○		
8 仮換地内の建築行為等の許可に関すること。				○	
9 保留地の設定及び処分に関すること。		○			
1 0 建築物の移転、除却の通知に関すること。				○	
1 1 土地区画整理組合の指導及び技術的援助			○		
1 2 清算金の徴収、交付及び供託			○		
1 3 土地区画整理事業に係る		500万	100万	100万	

移転補償に関する執行伺		円以上	円以上5 00万円 未満	円未満	
14 土地区画整理組合の設立 認可及び個人施行の土地区画 整理事業の施行認可並びに認 可に関すること。			○		
15 公告関係			○		
16 土地区画整理事業の定款 及び事業計画変更に伴う縦覧 並びに縦覧終了に伴う報告				○	
17 土地区画整理組合の解散 認可及び個人施行の土地区画 整理事業の廃止又は終了の認 可			○		
18 土地区画整理組合の事業 計画に係る意見書の処理			○		
19 土地区画整理組合の決算 報告書の承認				○	
20 土地区画整理事業に対す る行政不服審査に関するこ と。			○		
21 口頭による意見陳述に係 る期日の通知及び証拠書類等 の提出期限の通知				○	
22 聴聞命令書			○		
23 準公園の設計指導				○	
24 保存樹の指定			○		
25 公園の占用の許可				○	
26 公園の占用料の徴収				○	
27 公園の不法占用の取締り			○		

処分					
28 公園緑地内における物品の販売等の許可				○	
○河川排水課 (略)					
(略)					
○用地課 (略)					
○営繕工務課					
1 建築、営繕工事等の設計図書の調製				○	
○市営住宅課 (略)					
〔スポーツ・国体推進部〕					
○スポーツ課					
1 運動施設及び設備器具等の使用許可				○	
2 スポーツ関係行事の計画に関すること。				○	
3 スポーツ推進審議会の庶務に関すること。				○	
○国体推進課					
1 国体等に係る総務企画、市民活動及び広報に関すること。				○	
2 東京オリンピック事前キャンプに関すること。			重要	軽易	
3 ホストタウン事業に関すること。			重要	軽易	
○国体競技課					
1 国体等に係る競技運営、宿泊、衛生、輸送、交通に関すること。				○	

(四日市市会計管理室処務規程の一部改正)

第4条 四日市市会計管理室処務規程(昭和39年四日市市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="292 562 722 595">四日市市<u>会計管理課</u>処務規程</p> <p data-bbox="252 678 347 712">(趣旨)</p> <p data-bbox="204 741 817 949">第1条 この規程は、四日市市<u>会計管理課</u>(以下「<u>会計管理課</u>」という。)の処務について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="252 1032 411 1066">(分掌事務)</p> <p data-bbox="204 1095 817 1303">第2条 四日市市会計管理者の補助組織設置規則(昭和39年四日市市規則第13号)第1条第2項の各係の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p data-bbox="236 1332 331 1366">出納係</p> <p data-bbox="268 1395 611 1429">(1)から(9)まで (略)</p> <p data-bbox="268 1458 770 1541">(10) <u>会計管理課</u>の庶務に関すること。</p> <p data-bbox="236 1570 443 1603">審査係 (略)</p> <p data-bbox="252 1686 347 1720">(職員)</p> <p data-bbox="204 1749 801 1839">第3条 <u>会計管理課</u>に課長、係長その他の職員を置く。</p> <p data-bbox="212 1868 809 1957">2 前項に規定する職員のほか、必要な場合は、<u>課長補佐</u>を置くことができる。</p> <p data-bbox="212 1986 801 2020">3 四日市市役所処務規程(昭和22年</p>	<p data-bbox="938 562 1369 595">四日市市<u>会計管理室</u>処務規程</p> <p data-bbox="898 678 994 712">(趣旨)</p> <p data-bbox="850 741 1463 949">第1条 この規程は、四日市市<u>会計管理室</u>(以下「<u>会計管理室</u>」という。)の処務について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="898 1032 1058 1066">(分掌事務)</p> <p data-bbox="850 1095 1463 1303">第2条 四日市市会計管理者の補助組織設置規則(昭和39年四日市市規則第13号)第1条第2項の各係の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p data-bbox="882 1332 978 1366">出納係</p> <p data-bbox="914 1395 1257 1429">(1)から(9)まで (略)</p> <p data-bbox="914 1458 1417 1541">(10) <u>会計管理室</u>の庶務に関すること。</p> <p data-bbox="882 1570 1090 1603">審査係 (略)</p> <p data-bbox="898 1686 994 1720">(職員)</p> <p data-bbox="850 1749 1447 1839">第3条 <u>会計管理室</u>に室長、係長その他の職員を置く。</p> <p data-bbox="858 1868 1457 1957">2 前項に規定する職員のほか、必要な場合は、<u>室長補佐</u>を置くことができる。</p> <p data-bbox="858 1986 1447 2020">3 四日市市役所処務規程(昭和22年</p>

四日市市規程第4号)第3条第2項の規定は、会計管理課にこれを準用する。

(課長等の職務)

第4条 課長は、会計管理者の命を受けて処務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 会計管理者に事故あるときは、課長は、会計管理者の職務代理者としてその職務を行う。

3 課長補佐は、課長を補佐してその事務に従事する。

4 (略)

(補則)

第5条 会計管理課の処務については、この規程に定めるもののほか、四日市市役所処務規程によるものとする。

四日市市規程第4号)第3条第2項の規定は、会計管理室にこれを準用する。

(室長等の職務)

第4条 室長は、会計管理者の命を受けて処務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 会計管理者に事故あるときは、室長は、会計管理者の職務代理者としてその職務を行う。

3 室長補佐は、室長を補佐してその事務に従事する。

4 (略)

(補則)

第5条 会計管理室の処務については、この規程に定めるもののほか、四日市市役所処務規程によるものとする。

(四日市市会計管理者事務の専決等に関する規程の一部改正)

第5条 四日市市会計管理者事務の専決等に関する規程(昭和39年四日市市訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この規程は、会計管理者事務の能率的な運営を図り、責任の範囲を明確にするため、別に定めがあるものを除くほか、 <u>会計管理課長</u> の専決等について必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この規程は、会計管理者事務の能率的な運営を図り、責任の範囲を明確にするため、別に定めがあるものを除くほか、 <u>会計管理室長</u> の専決等について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 専決 会計管理課長 (以下「専決権者」という。) が、この規程により定められた範囲の事務に対し、自己の責任において決裁することをいう。

(2) (略)

(会計管理課長の専決事項)

第3条 会計管理課長の専決事項は、四日市市会計管理課処務規程(昭和39年四日市市訓令甲第5号)第2条中、出納員への委任範囲を除く次の各号に掲げるとおりとする。ただし、特命事項又は重要若しくは異例に属する事項については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 出納員への委任範囲に係る事項の支払の決定に関する事。ただし、会計管理課長が指名した者に限り、当該事務に従事することができる。

(3)から(8)まで (略)

(事務の代決)

第4条 会計管理者に事故があるときは、会計管理課長がその事務を代決することができる。

2 会計管理課長に事故があるときは、会計管理課長補佐がその事務を代決することができる。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 専決 会計管理室長 (以下「専決権者」という。) が、この規程により定められた範囲の事務に対し、自己の責任において決裁することをいう。

(2) (略)

(会計管理室長の専決事項)

第3条 会計管理室長の専決事項は、四日市市会計管理室処務規程(昭和39年四日市市訓令甲第5号)第2条中、出納員への委任範囲を除く次の各号に掲げるとおりとする。ただし、特命事項又は重要若しくは異例に属する事項については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 出納員への委任範囲に係る事項の支払の決定に関する事。ただし、会計管理室長が指名した者に限り、当該事務に従事することができる。

(3)から(8)まで (略)

(事務の代決)

第4条 会計管理者に事故があるときは、会計管理室長がその事務を代決することができる。

2 会計管理室長に事故があるときは、会計管理室長補佐がその事務を代決することができる。

3 会計管理者及び <u>会計管理課長</u> ともに事故があるときは、 <u>会計管理課長補佐</u> がその事務を代決することができる。	3 会計管理者及び <u>会計管理室長</u> ともに事故があるときは、 <u>会計管理室長補佐</u> がその事務を代決することができる。
--	--

(四日市市清掃事業所処務規程の一部改正)

第6条 四日市市清掃事業所処務規程(昭和44年四日市市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(所管) 第2条 清掃事業所は、環境部 <u>環境事業課</u> の所管とする。	(所管) 第2条 清掃事業所は、環境部 <u>生活環境課</u> の所管とする。

(四日市市工事執行規程の一部改正)

第7条 四日市市工事執行規程(昭和46年四日市市訓令甲第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(工事成績評定書の作成) 第35条 工事担当課長は、当該工事が完成したときは、遅滞なく別に定める評定基準に基づき工事成績評定書を監督職員に作成させ、その写しを調達契約課長及び <u>工事検査課長</u> に送付するものとする。	(工事成績評定書の作成) 第35条 工事担当課長は、当該工事が完成したときは、遅滞なく別に定める評定基準に基づき工事成績評定書を監督職員に作成させ、その写しを調達契約課長及び <u>検査室長</u> に送付するものとする。

(四日市市請負工事入札参加資格審査会規程の一部改正)

第8条 四日市市請負工事入札参加資格審査会規程(昭和46年四日市市訓令甲第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(組織)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、総務部長、商工農水部長、都市整備部長、<u>建設担当部長</u>、検査監、調達契約課長、農水振興課長、道路建設課長、道路維持課長、河川排水課長、営繕工務課長その他会長が必要と認めた者をもって充てる。ただし、会長が特に認めた場合は、当該部長又は課長に相当する者をもって代えることができる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、総務部長、商工農水部長、都市整備部長、検査監、調達契約課長、農水振興課長、道路建設課長、道路維持課長、河川排水課長、営繕工務課長その他会長が必要と認めた者をもって充てる。ただし、会長が特に認めた場合は、当該部長又は課長に相当する者をもって代えることができる。</p>
--	--

(四日市地域総合会館あさけプラザ処務規程の一部改正)

第9条 四日市地域総合会館あさけプラザ処務規程(昭和59年四日市市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(所管)</p> <p>第2条 会館は、<u>市民生活部</u>の所管とする。</p>	<p>(所管)</p> <p>第2条 会館は、<u>市民文化部</u>の所管とする。</p>

(四日市市職員安全衛生管理規程の一部改正)

第10条 四日市市職員安全衛生管理規程(昭和62年四日市市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(部会)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第13条から前条までの規定は、第1項に規定する部会について準用する。</p>	<p>(部会)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第13条から前条までの規定は、第1項に規定する部会について準用する。</p>

<p>この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会委員」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「総括安全衛生管理者」とあるのはそれぞれ「総務課長」、「こども未来部長」、「環境部長」、「教育委員会事務局副教育長」と、「総務部人事課」とあるのはそれぞれ「総務部総務課」、「こども未来部保育幼稚園課」、「環境部環境事業課」、「教育委員会事務局教育総務課」と読み替えるものとする。</p>	<p>この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会委員」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「総括安全衛生管理者」とあるのはそれぞれ「総務課長」、「こども未来部長」、「環境部長」、「教育委員会事務局副教育長」と、「総務部人事課」とあるのはそれぞれ「総務部総務課」、「こども未来部保育幼稚園課」、「環境部生活環境課」、「教育委員会事務局教育総務課」と読み替えるものとする。</p>
--	--

(四日市市男女共同参画センター処務規程の一部改正)

第11条 四日市市男女共同参画センター処務規程（平成8年四日市市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(所管) 第2条 センターは、<u>市民生活部</u>男女共同参画課の所管とする。</p>	<p>(所管) 第2条 センターは、<u>市民文化部</u>男女共同参画課の所管とする。</p>

(四日市市行政経営委員会規程の一部改正)

第12条 四日市市行政経営委員会規程（平成15年四日市市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織) 第3条 (略) 2から4まで (略) 5 非常任委員は、四日市市事務分掌条</p>	<p>(組織) 第3条 (略) 2から4まで (略) 5 非常任委員は、四日市市事務分掌条</p>

例（昭和32年四日市市条例第10号）
第1条に定める部の長、危機管理統括部
長、会計管理者、消防長、上下水道事業
管理者、市立四日市病院事務長、教育長、
議会事務局長その他これに類する職に
ある者をもって充てる。

例（昭和32年四日市市条例第10号）
第1条に定める部の長、危機管理監、会
計管理者、消防長、上下水道事業管理者、
市立四日市病院事務長、教育長、議会事
務局長その他これに類する職にある者
をもって充てる。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（総務部総務課）